

図書館からのお知らせ

図書館休館日（全館共通）

2月 2日(月) 9日(月) 12日(木)
16日(月) 20日(金) 23日(月)

開館時間（2月中）

本館・小絹分館 午前9時～午後7時
みらい平分館 午前10時～午後6時

おはなし会（本館のみ）

2月14日(土)（図書館）／28日(土)（虹の会）
午後2時～ 3歳ぐらいから

■図書館資料の貸出期間の延長について

2月1日(木)から、下記の延長できる条件にあてはまる資料については、図書館にお電話いただくことで、貸出期間をお申し込みの日から2週間、1回に限り延長することができるようになります。電話でのお申し込みは、図書館開館時間内のみ受け付けします。

また、当館のホームページ上で貸出の延長手続きができるようになりますので、こちらもご利用ください。ホームページ上での貸出延長手続きには、パスワードの発行が必要になります。詳しくは、図書館までお問合せください。

◎延長できる条件

- ・ほかの方から予約が入っていない資料であること。
- ・貸出期間内での申し込みであること。

（延滞している資料については、延長ができません）

※視聴覚資料は延長できません。

図書館へのお問い合わせ ☎ 58 - 3710

行っていないません。

※郵便局は、ゆうちょ銀行の商品・サービスを取り扱う銀行代理業者です。

2001
申問 谷和原郵便局 ☎ 52

お知らせします

農業委員会各種申請

2月の各種申請の受付期間は次のとおりです。

▼受付期間 2月10日(火)～13日(金)
※定例総会は、2月25日(水)の予定です。

問 谷和原庁舎農業委員会事務局 ☎ 58 - 2111（内線 8120）8122

人工肛門、人工ぼうこうの方の勉強会

日本オストミー協会茨城県支部では、人工肛門・人工ぼうこうの方のための勉強会を開催します。（茨城県委託事業）

▼日時 2月22日(日) 午前10時～午後2時45分

▼会場 つくばサイエンス・インフォメーションセンター（つくば市吾妻1-10-1）

※有料駐車場あり（各自負担）

▼交通機関 TXつくば駅、バスターミナルから徒歩3分

▼会費 1000円（弁当、お茶、資料代）

▼内容 日常の手入れ方法、食事について、装具の実物展示、

悩み事・困り事の相談 ほか
▼申し込み方法 事前にお電話でお申し込みください。

▼申込期限 2月16日(日)

申問 公益社団法人日本オストミー協会茨城県支部 山之内 ☎ 0297-62-7463

ひとり親家庭等就職支援セミナー 面接で好印象のメイク術とビジネスマナー講座

明るい第一印象で好感度をアップしましょう！

▼日時 3月1日(日) 午後1時30分～4時

▼場所 土浦市亀城プラザ第2会議室（土浦市中央2-16-4）

▼定員 20人（定員になり次第締め切り）／託児付き（要予約）

▼参加費 無料

申問 茨城県母子家庭等就業・自立支援センター ☎ 029-233-2355

管理栄養士・栄養士募集のお知らせ

茨城県栄養士会では、県民の健康づくりを積極的に支援するために『栄養ケア・ステーション』を開設しています。

活動内容は、個別栄養相談、診療所などの医療機関における栄養相談、生活習慣病予防および介護予防の食事相談、特定保健指導、地域における食育講座などです。

栄養ケア・ステーション活動に関心のある方は、県栄養士会へお問い合わせください。

問 公益社団法人茨城県栄養士会 ☎ 029-2228-1089（月～金曜午前9時～午後5時）

みんなで支援を考えよう 障がい児支援研修会

知的・発達がいのあるお子さんの将来について千葉県の取り組みを聞きながら、皆さんと考えていきたいと思えます。

▼日時 2月26日(木) 午前10時～正午

▼テーマ 『発達障害のある方の卒業後の就労と生活』 千葉

県の取り組み

▼場所 保健福祉センター

▼講師 千葉県発達障害者支援センター 田熊 立先生

▼定員 50人・参加無料

▼募集期限 2月20日(金)

申問 市社会福祉協議会 ボランティア市民活動センター ☎ 25-2101

普通救命講習会 開催のお知らせ

けがや急病などで、心臓や呼吸が止まった人の手当ては、1分1秒を争います。目の前の命の為に、AED（自動体外式除細動器）を含めた心肺蘇生法を習得し、万が一の時に備えましょう。

▼日時 2月15日(日) 午前9時～正午

▼場所 伊奈公民館2階和室

▼募集人数 中学生以上の方 先着20人

▼内容 心肺蘇生法・AED取扱い、止血法 ※講習終了後に終了証を交付します。

問 つくばみらい消防署防係 ☎ 58-0110

平成26年分の確定申告相談会場

▼場所 新治ショッピングセンター「さん・あぴお」2階（土浦市大畑1611番地）

【次ページに続く】

～ハガキやメールなどで身に覚えのない請求を受けた時は、市消費生活センター（☎25-3288）までご連絡ください～